

第66回

新宿区景観まちづくり審議会

平成30年12月11日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第66回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成30年12月11日

出席した委員

**後藤春彦、野澤康、秋田典子、坂井文、篠沢健太、中島直人、安田望、浅見美恵子、
大浦正夫、安井潤一郎、和田総一郎、阿部光伸、大橋秀子、近藤恵美子**

欠席した委員

松川淳子、浦谷規、新井建也

議事日程

1. 審議

[議案] 新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）について

2. 報告

[報告] 新宿区景観まちづくり賞候補の選考について

3. その他

議事

午前 10時00分開会

○後藤会長 それでは、お時間になりましたので、ただいまより第66回新宿区景観まちづくり審議会を開催したいと思います。

本日の出席状況及び配付資料等について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 皆さん、おはようございます。事務局です。

本日は、**松川委員、浦谷委員、新井委員**より御欠席の旨の御連絡をいただいております。委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則によりまして、審議会のほうは成立しております。

議事に先立ちまして、新たな景観まちづくり審議会委員の就任がございました。これまで、新宿区の景観まちづくり行政に御尽力いただきました**福井清一郎委員**につきましては、平成30年11月30日付で辞職をされました。

そのことに伴いまして、新たに**安井潤一郎委員**が12月1日付で景観まちづくり審議会委員に就任されてございます。

それでは、**安井委員**より、御挨拶をよろしく願いいたします。

○安井委員 おはようございます。

ただいま、**中山課長**から御紹介いただきました**安井潤一郎**です。**福井さん**が、新宿区商店会連合会の会長をお務めになっていたんですけど、新宿区の商店会連合会の会長をおやめになられたということで、急遽、各会長さんが出られている審議会委員、割り振りを換えさせていただきます、12月1日から、私がこちらの審議会のメンバーに加えていただくということになりました。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 安井委員、ありがとうございました。

引き続きまして、本日の進行等について御説明させていただきます。

報告事項、新宿区景観まちづくり賞候補の選考につきましては、表彰の選考中であることから、率直な意見交換による決定の中立性を担保するため、非公開として御報告することについて、お諮りいただきたいと思っております。

また、表彰候補の選考に当たりまして、新宿区景観まちづくり相談員の**神谷相談員**、**千葉相談員**、**進藤相談員**に御審査いただいていることから、本日は事務局として御出席をいただいているものでございます。

続きまして、資料について御確認をお願いいたします。

まず、机上配付資料としまして、次第、A4の1枚になります。裏面に委員名簿が記載してございます。新宿区景観まちづくり条例及び施行規則、次に新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドラインと改訂版、次に、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインになります。こちらにつきましては、各委員専用のものでございますので、御自由に書き込みしていただくなど、御活用いただければと思います。

なお、審議会の閉会後に事務局で保管いたしまして、今後、審議会を開催する際に、机上に配付させていただきます。もしお持ち帰りされる場合には、次回の審議会の開催の際に改めてお持ちいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、既に送付済みの資料について、確認をさせていただきます。まず1点目、議案資料として、新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）について、2点目が報告資料、新宿区景観まちづくり賞候補の選考について、以上、2点でございます。過不足等ございませんでしょうか。

何か途中でお気づきの点ございましたら、事務局のほうにお声がけをお願いいたします。

続きまして、マイクの使い方の御説明をいたします。右から2つ目、要求4のボタンを押していただきますと、マイクの先端がオレンジ色に光りますので、御発言をいただきまして、発言が終わりましたら、一番右の終了5というボタンを押していただきますよう、お願いいたします。

なお、傍聴の方は発言ができませんので、御了承ください。

事務局からの説明は以上となります。**後藤会長**、どうぞよろしくをお願いいたします。

○後藤会長 それでは、議事に入ります前に、先ほど、事務局より提案がありました今回の次第の2、報告を非公開とすることについてお諮りしたいと思います。

報告、新宿区景観まちづくり賞候補の選考について、表彰案件の選考という議事の性質を考慮し、審議会を非公開としたいと思いますのですが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤会長 それでは、異議なしと認めまして、非公開による報告を受けるものといたします。

1. 審議

〔議案〕新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）について

○後藤会長 それでは、次第1、議案、新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（主査） 景観主査でございます。

それでは、お手元の資料1、新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）についてをごらんください。

こちらにつきましては、神楽坂地区について、景観特性を踏まえた神楽坂らしい屋外広告物を誘導するため、策定に向けた取り組みを進めたもので、今年度7月31日に、景観まちづくり審議会に素案を報告しまして、その後、区民意見の募集、地域説明会等を行い、この案の作成に至ったというところで、新宿区景観まちづくり条例第29条第2項第1号の規定に基づき、景観まちづくり審議会に付議し、意見を聴取するものでございます。

こちら、詳細説明をさせていただく前に、改めてガイドラインの概要を御説明させていただきます。

お手元の資料3、新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（案）、こちらの資料をお

手元に御用意ください。

こちらのガイドラインでございますが、神楽坂周辺、風情ある路地景観の保全、伝統とにぎわいを感じる沿道景観の形成が進められてきた中で、近年は高彩度色を主体とした店舗看板の設置など、屋外広告物が神楽坂の粋なまちの雰囲気을 阻害する事例が見受けられるようになったというところで、このような現状に対して、地元組織である神楽坂まちづくり興隆会から、神楽坂の景観にふさわしい屋外広告物のルール化を求める要望書の提出を契機にしまして、策定に向けた取り組みを開始したものでございます。

1、2ページ目をごらんください。こちらにつきましては、神楽坂地区を、神楽坂まちづくり興隆会の範囲を対象としまして、全部でAからFまでの6地域に区域分けをしまして、各地域の特性に基づいて、景観誘導項目を定めているものでございます。

続きまして、3ページ目以降でございます。3ページ目から、景観誘導項目としまして、まず神楽坂地区全体に共通する屋外広告物の景観形成というところで、全体の景観形成の目標を、伝統と現代がふれあう粋なまち—神楽坂—とし、具体的な方策として、周囲のまちなみに配慮、安全性に配慮、広告物設置を計画的に行う、色彩に配慮する、素材を工夫する、雰囲気づくりに配慮した照明計画を行う、地元関係者組織との協議といったところを規定してございます。

地元関係者組織との協議は、このガイドラインの大きな特徴となっております。また、広告物種類別の具体的な方策として、屋上広告物への配慮、窓面広告の工夫、のれん類、テント・オーニングへの配慮、置き看板、行灯、のぼり旗への配慮、張り紙類の掲示に配慮、また、集合看板については、集合看板でテナントを案内するといったところで、全体としての具体的な方策を示してございます。

このほか、7ページ以降では、各エリアごとの景観形成の目標を掲げまして、具体的な方策として、光源の色温度や壁面広告物の掲出位置、突出広告物、敷地内の自立広告物、のれんといったようなところで、各地域の景観形成の状況を踏まえた具体的な方策を規定しているものとなっております。

ガイドラインの概要としましては以上となります。資料2、区民意見の募集及び地域説明会の実施結果についてをごらんください。こちらは区民意見の募集と地域説明会に関する資料でございます。

まず、区民意見の募集としまして、実施時期でございます。平成30年8月15日から、平成30年9月14日まで実施してございます。

意見提出者数及び意見数として、4名、20件となっております。意見項目内訳と意見数に

つきましては記載のとおりでございます。

意見への対応でございます。こちらは区分しまして、意見の趣旨を計画に反映するといったもの、こちらは0件でございます。意見の趣旨は素案の方向性と同じというもの、こちらはガイドラインに関するものが2件となっております。意見の趣旨に沿って計画を推進するもの、こちら、ガイドラインの内容に関するもの1件となっております。

今後の取り組みの参考とするものが、ガイドラインの内容に関するもの7件、その他が1件、意見として伺うものが、ガイドラインに関するもの1件、その他が5件、質問に回答するものが、ガイドラインの内容に関するもの1件、その他2件となっております。詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

地域説明会でございます。実施時期、平成30年8月26日14時から15時、場所と出席者数につきましては、記載のとおりとなっております。

裏面に主な質疑応答を記載させていただいておりますけれども、こちらの内容については、参考資料として付けております区民意見とあわせての御説明とさせていただきます。

お手元に参考資料2とございます区民意見要旨及び意見への対応をごらんください。

こちらでございますが、今、御説明いたしました意見募集の結果をまとめたものとなっております。主に意見への対応におけるd、今後の取り組みの参考とした部分について御説明いたします。

地元関係者組織との協議では、地元関係者組織による協議が、実態として機能するのかといったような御意見やその位置づけに関する御意見がございました。

2ページ目をごらんください。

9番から12番でございますが、具体的な方策の窓面広告を工夫するといったところでは、低層部に制限する根拠がわからないという御意見、また、置き看板、行灯、のぼり旗に配慮するといったところについても、大きさの上限を定めている根拠、また、壁面広告物についても、7メートル以下に制限する根拠、また、突出広告物については、縦横比を規定しているといったところについての御意見をいただいております。

こうした御意見を踏まえまして、素案からの主な修正点について御説明いたします。

資料でお配りしております参考資料1、素案から案への変更点についてをごらんください。

主な変更点としましては、資料3、ガイドラインでございますが、こちらに本冊子を策定するに至った経緯とガイドラインの位置づけ等の説明をした前書きを追加しているものです。地域別ガイドラインですが、本来であれば、1冊の冊子とすることが望ましいんですけども、

今回、追加版というような形で、別冊刷りにする形で考えてございます。

そうしたところを踏まえて、こちらの冊子単体でもガイドライン本体との関係性がわかるよう、また、このガイドラインの趣旨等がこちらの単体でわかるように前書きを追加しているものでございます。

また、資料3の1ページ、2ページをお開きください。こちら、Bエリアの名称を変更してございます。素案では外堀通りから展望できるエリアというような形で規定をしておりましたが、検討委員会の中での検討を踏まえまして、外堀通りから展望できるというようなところでは、神楽坂の斜面地の地形を考えると、Cエリアのほうまで見渡せるようなこともあるのではないかとということで、エリアを特定するために、外堀通り沿道一帯エリアと名称を変更しているものでございます。

また、③窓面広告物、壁面広告物の高さに関する記述では、高さの制限に関する記述について、7メートル以下といったような形で記載をしていたものですが、神楽坂の斜面地というところを考慮しまして、原則としてという文言を追加してございます。

また、置き看板、行灯の大きさに関する記述としまして、こちらでも大きさの制限に関する記述として、原則としてというような文言を追加してございます。

そのほか、変更は一覧という形でまとめさせていただいておりますが、その他の変更につきましては、こちらのガイドラインの趣旨をより詳しく、的確に説明できるように文言修正をしたものが主となってございます。

では、資料1にお戻りください。

4番、今後の予定でございます。こちらのガイドラインにつきましては、本日の審議会での意見をお伺いした後に、2月上旬のガイドライン決定に向けて手続を進めていきたいと考えてございます。

また、3月には、ガイドラインの周知活動を行いまして、地域での事前協議に向けた準備を進めさせていただきたいと考えております。

そして、4月にはガイドラインを施行し、このガイドラインによって、神楽坂地区の屋外広告物の景観形成を誘導していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

質疑に入ります前に、今回、地域別ガイドラインの検討に当たって、本審議会副会長、野澤委員が検討委員会の会長として御尽力されましたので、まず最初に野澤委員から御発言を

いただければと思います。

○野澤委員 今、事務局から御説明あったとおりでございますが、地域の方がチェックをするという、この体制は非常に大きなチャレンジだとは思いますが、それをやるために、やりやすいガイドラインをつくってきたということで、先ほど、最後のほうで説明がありましたけれども、いろんなところに原則としてというのが入りましたけれども、原則としてを入れますと、原則外が出るじゃないかという御意見も、もしかしたらあるとは思いますが、これは少し裁量の余地をつくるということで、いいものであれば、積極的にオーケーにしていこうということで、余り大きさとか数字に縛られ過ぎないような取り組みをしていきたいということで、地元の方々の意見も聞いて、原則としてというものを何カ所か入れることにしたものです。

かなり地域の方々、いろんな御意見をいただいて、毎回、いろいろ活発に御議論をいただいた成果ですので、ぜひこれをうまく運用していけるように、我々も応援していきたいというふうに考えています。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

それでは、この議案、新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（案）について、御質問のある方、御発言いただければと思います。よろしくどうぞ。

○中島委員 ガイドラインの内容ではないんですが、ガイドラインを作成するときに、当然、現状の屋外広告物を調査されていると思うんですが、いわゆる既存不適格というか、このガイドラインに合わないようなものが一体どのくらい今あって、そういったものに対しては、どういうふうに今後、取り組んでいくというか、何か対策というか、そういうことをしていくのかとか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいんですが。

○後藤会長 事務局、どうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

現時点で、このガイドラインに合わないものの数値等の調査等は具体的にしていません。あくまでも、このガイドラインが、今後新たに設置するものを対象に協議を進めていく予定でございます。既存の合わないものについて、何か指導を行うということは現時点では考えてございません。

ですので、今後、いろいろ看板、お店が変わる等で看板が変わったときに、このガイドラインに従って、適切に誘導していき、将来的にこのガイドラインで目指すようなまちなみにして

いきたいというものでございます。

○**後藤会長** よろしいですか。

○**中島委員** はい。

○**後藤会長** ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○**阿部委員** 1点だけ。非常によくまとまっていますので、あと、1ページ目の、これは内容とは関わらないんですが。

資料3の1ページ目のところの細かい話なんですけど、地図の上のことなんですけれども、津久戸小学校の前の厚生年金病院がたしか何年か前に名前変わって、東京メディカルセンターだったかな、になっていまして、ちょっと地図が若干古いというか、印象だけ、そこだけ今の名称に変えたほうがよろしいかなと、その1点でございます。ほかはございません。

○**後藤会長** ありがとうございます。正しい名称に変更するという御指摘です。

○**野澤委員** それを言うと、都市計画道路も。

○**後藤会長** それは入れなきゃだめだね。

○**野澤委員** 巨大な道路ができてから。

○**後藤会長** 確かに。じゃ、ベースマップ自体を新しいものに差しかえていただくということですね。

ほかにいかがでしょうか。

大橋委員、どうぞ。

○**大橋委員** この案というわけではないんですけど、看板ということで、ちょっと自分でも見てみたんですけど、今、私たち、神楽坂のちょっと近くに住んでいるので、2つ今回、提案したいなと思って持ってきたんですけど、1つ目は、要は看板で、最近、神楽坂というのは、それこそ伝統と現代が触れ合う粋なまちづくりということで進めていらっしゃるみたいなんですけど、本当に外国の食文化というんですかね、お店が増えてきまして、看板自体にすごく英語文字プラスイタリア文字、それがとても増えてきているんですね。

それで、我々年代としては、何回聞いても、その看板が覚えられないと。人に説明してみても、言葉が覚えられないので、説明しようがないという意見があったので、この看板の、イタリア語でも、フランス語でもいいんですけど、その下にお店の思いの込められた、きっと看板だと思うんですね。

ですから、その看板の下に括弧書きでも何でもいいんですけど、そういう思いを日本語で

入れてもらえないかと、それを各看板に幾つか入っていったら調べる、私たちが歩いていて、ここはこういう思いなんだなというのがわかると覚えやすいし、人にも紹介しやすい。

だから、全部、横文字の看板ではなくて、ちょっと日本語も交えて、これから外国人の方もいらっしゃるし、地方からもいらっしゃるので、逆に英語とかを覚えるというのも変ですけど、そういう意味も踏まえて、英語文字のところに日本語を加えた看板をつくってもらえないだろうかという、それが1つ意見です。

それと、もう一つの意見としては、神楽坂は当然、伝統を重んじたまちなはずなんですけど、最近はとても若い方がふえてきまして、私たちの年代以下の方はきっと歴史というよりも、世界のものが食べられるまちみたいにだんだん神楽坂が変わってきているんじゃないかなという思いがあるので、そこを踏まえて、例えば、今、私が見てきたのは、六丁目のほうに、植田まささんの小さいコボちゃんの石像があるんですよ。それが、年中、季節ごとに洋服を変えていらっしゃる。浴衣にしたり、オーバーを着せてみたり、この前、ちょっとそこを通ったときに、これは誰が着せているんだろうという話と、誰がつくっているんだろうという話をしていたところ、そこを歩いていたおじさんが、これはコボちゃんなんだよと、すごく説明したくなるみたいな感じで話しかけてきてくださって、この人はとても神楽坂を愛しているんだなと。それと、植田さんがここら辺に関係しているんだというのが一目でわかるわけですよ。

それが、二丁目から五丁目のあそこがメインですよ、神楽坂は。そこにちょっとないんじゃないかなという。だから、これから、ここは実は花街だったんだとか、武士がいたんだとか、そういうものが一目でわかるような何か看板をつくれたら、神楽坂の方もすごくそれを大事にするし、今のコボちゃんじゃないけど、季節によって、例えば、日本タオルを変えてみるとか、ちょっとしたアイデアで神楽坂というものをもう少し打ち出せるのではないかなという、そんな気持ちでしたので、今、六丁目とかは今から随分変わっていくんですけど、二丁目から五丁目は決まった感じになっていて、変化というものがちょっと難しいのではないかなと思うんですね。

看板だけでは人は神楽坂というものを感じられない。奥に行くと黒塀があるので、そこで神楽坂なんだねという気持ちはあるみたいですけど、あの大通りを通った限り、神楽坂という歴史を感じるまちではだんだんなくなっているというものを感じたものですから、その2点だけ、ちょっと今回は言わせていただこうと思って来ました。すみません、ちょっと案から外れているのかもしれませんが、よろしくお願いします。

○後藤会長 ありがとうございます。

何か事務局から御発言ありますか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

御意見ありがとうございます。

まず、1点目の看板への思いを日本語でという御指摘でございます。恐らく、広告物としての看板の目的が、御指摘のような、まず、わかりやすくという点が1点と、もう一点は、やはりデザインとしての神楽坂らしさというもののデザインが要求されてくるのかなというものがございます。

思いを日本語で書くことが、看板として、デザインとして適切なのかという議論もあろうかと思ひまして、ちょっと今まで、そういう御指摘が地元のほうから特段出ていないこともあって、今回、載せていないという状況でございます。

広告のデザインについては、先ほども言いました地元との協議、それと、その後、区の相談員との協議等を経て、決まっております。その中で、御指摘いただいた点も踏まえて、入れるほうがいいのか、入れないほうがいいのか等を協議しながら、進めていければというふうに思っております。

また、2点目の歴史を感じるまちということで、神楽坂の地域につきましては、もう御存じかと思いますが、地域の商店街の方々が非常に積極的にそういう動きをされてございます。先ほどの看板もそうですが、自分たちでわかりやすいようなパンフレットをつくって、お店の紹介をされていたり、あと、地元に行きますと、毘沙門天さんの前に、歴史を感じるいろんな箇所を示した看板みたいなものが幾つかあったりということございまして、逆に行政よりも地元のほうが積極的に動かれているという状況もございます。

御指摘の点も踏まえて、ガイドラインの運営もそうですし、また、地元の方のまちづくりも行っていますので、そういった点を踏まえて、今後、運営していきたいというふうに考えてございます。

○後藤会長 直接、ガイドラインでこういう方向で行きなさいというところを書き込むのはちょっと難しいかもしれませんが、今回、中心となっている地元の神楽坂まちづくり興隆会のまちづくりを進めていく上での一つのアイデアとして、そちらにお知らせしていくということが適切かなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと私から1つ。先ほど、**野澤委員**、原則としてというのを幾つかつけられたというお話がありまして、参考資料1の下の表の5ページ目に相当するところの黒丸2の原則としての表

現について、「原則として低層部（地上7メートル以下）」となると、「原則として」が低層部にかかっちゃうような気がするんですね。さっきのお話だと、数字に融通をきかせるということならば、やっぱり理念としては、低層部までの掲出ということをおいて、「原則として」を「地上7メートル以下」にかかるように、括弧の中に入れてほうがよいのではないかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

御指摘ありがとうございます。確かに、おっしゃるとおりでございます。**野澤委員**とも相談させていただいて、訂正する方向で直したいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。これは条例に基づく意見聴取ということで、審議会としての意見を取りまとめる必要がございます。特段、大きな修正の御意見はなかったように思いますが、本議案について、審議会として了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤会長 ありがとうございました。

2. 報告

〔報告〕新宿区景観まちづくり賞候補の選考について

○後藤会長 続きまして、2番の報告に移ります。

新宿区景観まちづくり賞候補の選考についてです。本件につきましては、非公開となりますので、傍聴者の方は御退席ください。

傍聴者退室

○後藤会長 それでは、非公開による議事を解除したいと思います。

3. その他

○後藤会長 次第の1、審議、2、報告を終えました。最後に事務局より何かその他、連絡事項があれば、お願いいたします。

○事務局（主査） 事務局から御連絡でございます。

本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分及び非公開の部分を除きまして、ホームページで公開いたします。次回の審議会の日程については、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

なお、景観事前協議の届出及び行為の届出について、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽、審議会または小委員会を開催する場合がございます。景観施策について、御助言をいただきたい場合等についても、小委員会を開催することとなります。その際は、御連絡を改めていたしますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会は以上で終了とさせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

午前 11時48分閉会